

令和8年10月14日

「元離宮二条城収蔵品管理システム構築業務委託」実施事業者の募集に係る質問への回答について

質問内容	回 答
Q 1 移行対象データ（写真・図面等）の総データ容量について（仕様書 5(2)イ） 現行データとして移行対象となる写真データおよび展開図等の図面につきまして、現時点で貴所が保管されている総データ容量の概算（約何 GB、または約何 TB 程度か）をご教示いただけますでしょうか。	A 1 総データ容量は 5 TB 程度を想定しています。
Q 2 3D オブジェクトデータ等の格納方式および想定形式について（仕様書 5(1)ウ） 3D オブジェクトデータ、大容量画像（10,000×10,000px 程度）、PDF ファイルにつきましては、システム内のクラウドストレージ等へファイル実体を直接アップロードして保管・管理する運用を想定されていますでしょうか。	A 2 お見込のとおり、システム内のクラウドストレージ等へファイル実体を直接アップロードして保管・管理する運用を想定しています。
Q 3 3D オブジェクトデータ等の格納方式および想定形式について（仕様書 5(1)ウ） 3D オブジェクトデータとして現時点で貴所が想定されているデータ形式（GLB, OBJ 等）がございましたらご教示いただけますでしょうか。特段の指定がない場合、Web 標準形式（GLTF/GLB/OBJ 等）に対応したビューアの提案で差し支えございませんでしょうか。	A 3 3D オブジェクトデータのデータ形式に指定はありませんので、Web 標準形式（GLTF/GLB/OBJ 等）に対応したビューアの提案で差し支えございません。

Q 4 データベース保存項目（現行 Excel 13 種の カラム構成）の開示について（仕様書 5(1)ア(イ)、5(2)イ） 移行対象となる現行 Excel（13 種類）の データ項目（カラム構成・ヘッダー一覧） について、現時点で開示いただくことは可 能でしょうか。 （現時点での開示が難しい場合、契約締結 後に現行 Excel ファイルを受領した上で、貴 所と協議・設計を進める想定でよろしいで しょうか。）	A 4 全てをお示しすることはできませんが、 代表的な一例は、以下の通りです。 （ア）二の丸御殿建具・障壁画等(Excel)のデ ータ項目は、次の通りになっています。 「ID、表裏、裏面 ID、棟、室内外、部屋、 面、位置、形状、形状備考、絵貼付、技 法、画題、配置場所（原画）、配置場所(模 写)、内寸(指定書)H、内寸(指定書)W、外寸 H、外寸 W、外寸 D」 仕様書第 5 条(1)ア(イ)、第 5 条(2)イにお ける(ア)(イ)(ウ)(エ)(オ)(サ)(シ)は、二の丸御殿お よび本丸御殿の障壁画や建具、金具などを 管理するものであり、Excel ファイルによっ ては重複する項目が含まれているものもあ ります。契約後は、Excel ファイルの重複項 目などを整理しつつ、収蔵品を管理するの に最適な形となるよう、システム及びデー タベースを構築してください。 また、(カ)(キ)(ク)(ケ)(コ)(ス)については、同 等程度のデータ項目を想定しています。 契約締結後、移行対象データ 13 種につい て、二条城担当者と綿密に協議を行いなが ら、収蔵品管理システムの設計を進めてい ただくことになります。
Q 5 データセンターの要件について（仕様書 5(1)イ(イ)） Tier 3 以上のデータセンターにおいてサー ビスを運用する要件について、第三者認定 の取得が必須でしょうか。それとも、設備 仕様等に基づき、同等以上の水準であるこ とを説明できれば認められるでしょうか。 一部設備に Tier 2 相当の項目がある場 合、該当設備の内容とシステムの可用性へ の影響を説明することで、個別に適合性を 判断いただくことは可能でしょうか。 クラウドサービスを利用する場合、当該 要件は本番システムの稼働施設だけでなく、 バックアップデータを保存する施設にも 適用されるでしょうか。	A 5 第三者認定の取得は必須ではありません。 データセンターの設備仕様等と「デー タファシリティスタンダード（日本デー タセンター協会策定）」の基準項目及び推奨項 目を対照し、ティア 3 と同等以上の水準で あることが認められる場合は、システムの 条件を満たしているものとします。 データセンターの一部の設備にティア 2 相当の項目がある場合は、ティア 3 以上の データセンターであるとは認められませ ん。 当該要件は本番システムの稼働施設に求 める要件です。バックアップデータを保存 する施設についても当該要件を求めるもの ではありません。

Q 6

参加資格要件の「引き続き 1 年以上当該営業を営んでいること」について（募集要項 1(1)）

京都市競争入札等取扱要綱第 2 条第 1 項第 2 号の「引き続き 1 年以上当該営業を営んでいること」について、個人事業時代の営業期間を含めて参加資格を判断いただくことは可能でしょうか。

また、営業の承継を証明するために必要な書類があれば御教示ください。

A 6

個人事業主が法人化して 1 年に満たない場合でも、前営業者から継続して通算 1 年以上営業を営んでいる場合は当該要件に該当していると思なすことができる場合があります。

なお、個人事業主のときから通算し、1 年以上の営業実績（売上げ）も必要です。

要件を満たしているか確認させていただきますので、以下の書類をご提出ください。

（個人事業主）

- ・ 所得税確定申告書控え、青色申告決算書
又は収支内訳書（共に令和 7 年分）

（法人）

- ・ 履歴事項全部証明書

※上記書類で要件を満たすことの確認ができない場合は、追加で書類提出をお願いする場合があります。